選挙当日の選挙事務所の制限

選挙の当日(1月25日)は、投票所を設けた場所の入口(敷地含む)から300メートル以上離れていなければならない。

(公職選挙法第132条)

- ※地図中の円は、各投票所から半径300メートルを示しています。
- ※投票所を設けた場所の入口から300メートル以内(直線距離で測る)の区域にある選挙事務所は、選挙当日閉鎖するか、300メートル以外の区域に移動させなければなりません。(異動届が必要です)

佐賀県嬉野市選挙管理委員会

投票区名	施設名	所 在 地
第1投票区	嬉野市中央公民館1階ロビー	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地
第2投票区	嬉野市ふれあいセンター (塩田地区地域コミュニティ)	嬉野市塩田町大字馬場下甲2543番地9
第3投票区	大草野研修センター	 嬉野市塩田町大字大草野丙2011番地1
第4投票区	楠風館展示室	嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1
第5投票区	五町田小学校谷所分校講堂	嬉野市塩田町大字谷所乙684番地1
第6投票区	久間地区地域コミュニティセンター	嬉野市塩田町大字久間乙1920番地1
第7投票区	嬉野浄化センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲1番地
第8投票区	嬉野市中央体育館U-Spo トレーニング室	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地
第9投票区	うれしの茶交流館チャオシル 研修室・体験室	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2707番地1
第10投票区	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地
第11投票区	大野原地区コミュニティセンター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙532番地2
第12投票区	吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770番地5























